第 兀 + 九 号 議 案

右 平 成 議 案 + 七 提 年 九 す 月 +

兀

日

 \mathcal{O}

を

出

る

江

戸

Щ

区

個

人 番

号

O

利

用

に

関 す

る 条

例

出 者 江 戸 Щ 区 長

提

多

田

正

見

江 戸 Ш 区 個 人 番 号 \mathcal{O} 利 用 に 関 す る 条 例

趣 旨

条 ۲ \mathcal{O}

第

条 例 は

関 す る

行 政 手

続 に お け る 特 定

 \mathcal{O}

個

人

を

識

別

す

る

た

8

 \mathcal{O}

番

号

 \mathcal{O}

利

用

下

 \neg

法

لح

VI

う

0

第

九

条

す

る

0

法 律 $\overline{}$ 平 成 + 五 年 法 律 第 + 七 号 0 以

項 に 基 づ < 個 人 番 뭉 \mathcal{O} 利 用 に 関 L 必 要 な 事 項 を 定 \Diamond る ŧ \mathcal{O} لح

定 義

第

等

に

第

条

۲

 \mathcal{O}

条

例

に

お

1

て

次

 \mathcal{O}

各

号

に

撂

げ

る

用

語

 \mathcal{O}

意

義

は

当

該

各

号

に

定

8

る

と ۲ ろ に ょ る 0

個 人 番 号 法 第 条

個 人 情 報 法 第 第 五. 条 第 項 に 八

規

定

す

る

個

人

番

号

を

11

う

0

項 に 規 定

三

個

人

番

号

利

特

定

実

施

者

を

11

う

用 事 務 実 施 者 法 第 条 第 + す _ る 項 特 に 定 規 個

定

す

る

個

人

番

뭉

利

用

事

務

人

情

報

を

11

う

ツ 1 ワ ク シ ス テ A を 11 う 0 兀

情

報

提

供

ネ

ツ

1

ワ

]

ク

シ

ス

テ

ム

法

第

条

第

+

兀

項

に

規

定

す

る

情

報

提

供

ネ

X \mathcal{O} 責 務

三 $\overline{}$

第

な 取 条 扱 江 戸 Ш 区 は 個 人 番 号

 $\overline{}$ 個 人 番 号 が

5

自

主

的

か

0

主

体

的

に

地

域

 \mathcal{O}

特

性

に

応

ľ

た

施

策

を

実

施

す

る

t

 \mathcal{O}

と

す

る

0

 \mathcal{O} 利 用 及 び 特 定 個 人 情 報 \mathcal{O} 提 供 に 関 L そ \mathcal{O}

適

正

11 を 確 保 す る た \otimes に 必 要 な 措 置 を 講 ず る と لح ŧ に 玉 لح \mathcal{O} 連 携 を 义 ŋ な

 \mathcal{O} 利 用 範 开

な

す

0

む

書

例

提

供

]

ク

る

t

8

12

 $\overline{}$ 委

3 2 第 4 几 規 を シ 0 必 供 ク t 必 る 教 面 表 る \mathcal{O} 則 受 ス 要 区 を シ \mathcal{O} 要 別 事 育 機 条 第 を \mathcal{O} 任 提 そ け テ 利 長 受 な 務 委 関 な ス を 表 中 出 項 る 用 限 又 け テ 利 限 第 لح が 法 \mathcal{O} Δ 員 欄 ک す が 他 \mathcal{O} を す 度 は る A 用 度 会 に 行 第 で ک す 義 \mathcal{O} 規 لح 使 る 教 を で \mathcal{O} る 掲 う 九 育 務 規 定 が 用 と 使 る 上 以 げ 同 条 لح 下 付 程 に で L 同 委 が 用 同 欄 る 表 第 け て لح に 事 \mathcal{O} ょ き が 表 員 で L 表 \mathcal{O} て 項 5 規 る る 他 で \mathcal{O} 会 き が \mathcal{O} 掲 教 務 下 れ 定 特 場 \mathcal{O} き 第 は る 他 で 下 げ 育 及 欄 に 場 兀 て に 個 る \mathcal{O} き 欄 る 委 び に 規 定 合 定 11 ょ 個 は 人 欄 合 個 る に 機 員 掲 法 江 関 る n 人 番 人 戸 げ す た に 別 は 撂 会 当 ک 号 だ لح 情 掲 表 番 た げ は \prod る る ۲ だ き 該 報 \mathcal{O} 利 L げ 第 号 る と 区 事 条 利 特 長 例 は 特 \mathcal{O} 限 用 る \mathcal{O} L 同 11 務 う 定 利 ŋ 事 法 特 用 定 で \mathcal{O} 限 表 0 当 定 事 法 以 個 用 で 務 \mathcal{O} 第 V) 個 \mathcal{O} 別 定 該 中 下 表 人 が な 実 規 個 で 務 \mathcal{O} 人 8 書 情 で 1 施 定 人 欄 な 実 規 情 欄 が 第 る 0 き 者 12 情 に に 事 報 施 定 報 行 \overline{X} 面 11 者 لح る 報 掲 掲 う 長 務 \mathcal{O} カン ょ に で \mathcal{O} 提 場 5 V) で げ 7)3 ょ げ 法 上 同 あ は 当 る 出 合 あ 5 ŋ る 别 لح 欄 0 当 事 が に 該 情 事 7 表 に 別 \mathcal{O} 0 11 当 あ 内 お 特 報 7 務 該 情 務 第 う 掲 表 該 げ 0 容 1 定 提 自 を 特 報 を 第 た て 5 処 定 提 機 処 る \mathcal{O} 個 供 \mathcal{O} __ t 情 ネ が 理 個 供 関 又 機 人 理 第 \mathcal{O} \mathcal{O} 情 保 す ネ す 関 上 報 他 ツ 人 が は と を \mathcal{O} 報 } 有 る 情 ツ 保 る 欄 江 が 欄 4 含 \mathcal{O} す た 報 有 た に 戸 行 に 条 ワ \vdash

 \mathcal{O}

提

ワ

す

る

8

12

撂

げ

掲

げ

う

同

Ш

 \overline{X}

第 五 条 \mathcal{O} 条 例 \mathcal{O} 施 行 に 関 L 必 要 な 事 項 は 江 戸 Ш 区 規 則 以 下 規 則 と 1

う。)で定める

付則

のミリは、云え

この条例は、平成二十八年一月一日

カュ

5

施

行

す

る

別表第一(第四条関係)

三 執 区 X X 行 長 長 長 機 関 に江 生 害東 関戸 活 者京 す川 に 手 都 る区 木 当 重 事 被 窮 の度 す 務保 支 心 で護 る 給身 外 あ者 に障 玉 つ等 関害 人 て自 す者 に る手 規立 対 事当 則促 す 務条 で進 る 定事 で例 生 め業 あへ 活 っ昭 る実 保 も施 て和 護 の要 規四 \mathcal{O} 綱 則十 措 で八 事 置 平 定年 務 に 成 め東 関 + る京 す も都 七 る の条 年 事 兀 例 務 月 第 で 六 あ 日 +0 施 八 て 行 묽 規 則 に に で ょ ょ 定 る る \Diamond 自 重 る 立 度 ŧ 0) 心 \mathcal{O} 支 身 援

別表第二(第四条関係)

区 機 長 関 地地律るそ年地 方方に法の法方 税税基律他律税 にのづ及の第法 関賦くび地二(事 は 課条こ方百昭 徴例れ税二和 る収にらに十二 調又よの関六十 査はる法す号五 施生 で(支介 又 活 定以給護 は保 め下、保 就 護 る「地険 労 法 も介域法 自一 の護支へ 立昭 保援平 給 和 険事成 付二 給業九 金十 付の年 の五 等実法 支 年 関係情報第四 給 法 定 に律 情報と 関第 人 報一十 す百 情 と覧芸 る四 報 情十 い料号 報四 うのご (号 。徴に 以一 〜収ょ 下に でにる ーよ あ関保 生る っす険 活 保 てる給 保護 規情付 護の 則報の 関実

		Γ					
	三 区 長	二 区 長					
	ので規則で定めるの徴収に関する事務の実施又は保険をは、地域支	規則で定めるものに関する事務であっによる公営住宅の管六年法律第百九十三					のので規則で定めるか。)に関する事務を
で定めるもり体障害者	が おも が で 四は 四は 四は 四は 三十四 号。 以下 の 一 の の 一 の の 一 の に の に の に の に の に の に の に の の の の の の の の の の の の の	一十 外国人生活	による保険高齢者の医	で定めるも国民健康保	険者の資格国民健康保	定めるものと話に困窮	を を を を を を を を を を を を を を
9の 後施設等への入所等4福祉法(昭和二十	「昭和六十年法律の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本	旧保護関係情報であ		9の	俗に関する情報であ保険法(昭和三十三	国人生活保護関係する外国人に対	成則で定めるもの 以下「中国残留邦人 及び特定配偶者の自 が人等の円滑な帰国
の措置に関する情四年法律第二百八	給に関する情報で第三十四号」といせる法律(昭和六祖手当若しくは特関する法律(昭和六	って規則で定めるも	情報であって規則法律(昭和五十七	の徴収に関する情	って規則で定める年法律第百九十二	保情報」という。)でする生活保護の措置	等支援給付等関係 の促進並びに永住 ので支援に関する のでするのででは のの支援が のでであるもの
報であって規則十三号)による	あって規則で定う。)附則第二十年法律第三十九年法律第三十	Ø	で定めるもの年法律第八十号)	報であって規則	ものによる被保	であって規則で	情報」という。)金の支給に関す法律(平成六年明旦た中国残

五				兀						
区長				区 長						
って規則で定めるもの による障害児通所給付 との との との はで を はで を を を を を を を を を を を を を を を を		て規則で定	用よる	丰去聿第 写三十三人福祉法(昭和三						
外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	情報であって規則で定めるもの高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する	で定めるもの。国民健康保険法による保険料の徴収に関する情報であって規則	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの	る情報であって規則で定めるもの高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関す	則で定めるもの 則で定めるもの 国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報であって規	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	給に関する情報であって規則で定めるもの東京都重度心身障害者手当条例による重度心身障害者手当の支	関する情報であって規則で定めるもの(平成十七年法律第百二十三号)による自立支援給付の支給に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	めるもの者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規則で定者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規則で定知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)による障害

			,	
+	九	八	七	六
区 長	区 長	区 長	区 長	区 長
て置に生規に対活	則関配律自人住な中です偶に立等帰帰国	です又護自の生定るはに立決活	則関身手東です障当京	のあの又る援社障っ実は自す会害
則関すに でする困 定る生窮	定る者よの及国国残 め事支る支びしの留 る務援支援特た促邦	め事徴要給定保 る務収す付及護 もで金る金び法	定る害条都め事者例重る務手に度	て施地立る生者 規に域支た活の 則関生援めを日
め事活する務保る	もで金援に定中進人のあの給関配国並等	のあの費の実に っ徴用支施よ	もで当よ心 のあのる身	です活給の総常 定る支付法合生
もで護外 のあの国 っ措人	っ支付す偶残びの て給又る者留に円 規には法の邦永滑	て 収 の 給 、る 規 に 返 、就 保 則 関 還 保 労 護	っ支重障 て給度害 規に心者	め事援の律的活 る務事支にに及 もで業給よ支び
児 介 地 童 護 方	被 総 東 介 保 に京 護	で関江 給東 介 あす戸 に京 護	ののり地以算方	外 国
福 保 税 祉 険 関 法 給 係	護 関都 名 す重 険 等 る度	つる川関都保て情区す重険規報被る度給	下定税	人 生 活
法 給 保 保 に よ 等 報	等 る度 給 自 情心 付 立 報身 等	規報被 る度 給 則	地 た そ 方 税 額 税 額 他	保 課
る関のである。	促で障関のあまりに	定下者で障関の場合ででは、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対して	関又の係は地	関 係 は
害児付のて規	事 っ者 情 業 て手 報 関 規当 で	る被自 っ者 情 も保立 て手 報 の護促 規当 で	情報」 その質	情 報 で
所給の方	係 関条 情 で例 つ	者進 則条 あって	と定ります。	あって
付費の足める	報であるる	自業 定に 定 め る 促 施 る る	うる法律	規則
支 も の も の	っしも重して定めて	進要も重で定め	である に基	で 定 め
に関す	規則で	業 関 に よ る り る も の る も の る も の る も の る も の る も の る も の る も の る も の る も の る も の る る る も の る る る の る る の る る の る の	っ て 現 え く 条	る も
る 情	定害の者	情自 害 (f) 者 者 (f)	則 に 関 で 関 の	0
報 で あ	る 手 も 当 の の	」の と支 い援 の	定す規 める定 る情に	
<i>め</i>	支	うに支	も報よ	

本の大学 (中央) による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるものを発言と、関する情報であって規則で定めるものを発言と、関する情報であって規則で定めるものを対した。 「関する情報であって規則で定めるものを対した。 「関する情報であって規則で定める。 「関する情報であって規則で定める。 「関する情報であって規則で定める。 「関する情報であって規則で定める。 「関する情報であって規則で定める。 「関する情報であって規則で定める。 「関する情報であって規則で定める。 「関する情報であって規則で定める。 「「関する。 」 「「関する。 「「報であって規則で定める。 「「報であって規則で定める。 「「報であって規則で定める。 「「報」であって規則で定める。 「「報」であって規則で定める。」 「「報」であって規則で定める。 「「報」であって規則で定める。 「「報」であって規則で定める。 「「報」であって規則で定める。」 「「報」では、「「「報」では、「「報」では、「「報」では、「「報」では、「「報」では、「「報」では、「「報」では、「「報」では、「「報」では、「「「報」では、「「「報」では、「「「報」では、「「「報」では、「「「報」では、「「「報」では、「「「報」では、「「「報」では、「「「報」では、「「「報」では、「「「報」では、「「「報」では、「「「報」では、「「「報」では、「「「報」では、「「「報」では、「「「「報」では、「「「報」では、「「「報」では、「「「報」では、「「「報」では、「「「報」では、「「「報」では、「「「報」では、「「「報」では、「「「報」では、「「「報」では、「「「報」では、「「「報」では、「「「報」では、「「報」では、「「報」では、「「報」では、「「報」では、「「報」では、「「「報」では、「「「報」では、「「報」では、「「報」では、「「報」では、「「報」では、「「報」では、「「報」では、「「報」では、「「報」では、「「報」では、「報」では、「報」では、「報」では、「報」では、「報」では、「報」では、「報」では、「報」では、「報」では、「「報」では、「「報」では、「「報」では、「「報」では、「「報」では、「「報」では、「「報」では、「「報」では、「「報」では、「報」では、「「報」では、「「報」では、「「報」では、「「報」では、「「報」では、「「報」では、「報」では、「解」では、「「報」では、「「知」では、「「知」では、「「知」では、「「知」では、「「知」では、「知」では、「知」では、「知」では、「知」では、「知」では、「知」では、「知」では、「知												
本の大学 () は、)	則給母	で児	報母	の号母	は児	童 児	被	給 東	定九若特	当 特	もに障	て
定めるもの 「というなど、大きないのであって規則で定めるもののを を対し、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は				1	1							規
は機法 (昭和四十年法律第百四十年法律第百四十年法律第百四十年法律第百四十一号) による情報であって規則で定めるものを発に関する情報であって規則で定めるものを発に関する情報であって規則で定めるものを発に関する情報であって規則で定めるものを発に関する情報であって規則で定めるものを発に関する情報であって規則で定めるものを発に関する情報であって規則で定めるものを発に関する情報であって規則で定めるものを発に関する情報であって規則で定めるものを発に関する情報であって規則で定めるものを発に関する情報であって規則で定めるものを発に関する情報であって規則で定めるものを発に関する情報であって規則で定めるものを発に関する情報であって規則で定めるもの方とによる情報であって規則で定めるもの方とによる情報であって規則で定めるもの方とによる情報であって規則で定めるもの方とによる情報であって規則で定めるもの方とによる情報であって規則で定めるもの方とによる情報であって規則で定めるもの方とによる情報であって規則で定めるもの方とによる情報であって規則で定めるもの方とによる情報であって規則で定めるもの方とによる情報であって規則で定める。				-					*			則
日常生活及び社会生活を総合的に支援する情報であって規則で定めるものを治に関する情報であって規則で定めるものを治に関する情報であって規則で定めるものを治に関する情報であって規則で定めるものを治に関する情報であって規則で定めるものを治に関する情報であって規則で定めるものを治に関する情報であって規則で定めるものを治に関する情報であって規則で定めるものを治に関する情報であって規則で定めるものを治に関する情報であって規則で定めるものを治に関する情報であって規則で定めるものを治に関する情報であって規則で定めるものを治に関する情報であって規則で定めるものを治に関する情報であって規則で定めるものを治に関する情報であって規則で定めるものを治に関する情報であって規則で定める。									*	· ·		で
支援 と							等					定
 の医療 定 支給に関する情報であって規則で定めるもの質付けによる情報であって規則で定めるものがに要する情報であって規則で定めるものであるものがに要がよる情報であって規則で定めるものであるものがに要がある情報であって規則で定めるものである。 の医療 育 の給 は 関する情報であって規則で定めるもので定めるものがは 報節 であって規則で定めるもので カーー 関する情報であって規則で定めるもので カーー 関する情報であって規則で定めるもので カーー 関する情報であって規則で定めるものの支給に関する情報であって規則で定めるものである。 のと は に は まる情報であって規則で定めるものの支給に関する情報であって規則で定めるものの支給に関する情報であって規則で定めるものである。 のと は に は る は で まる情報であって規則で定めるものの支給に関する情報であって規則で定めるものの支給に関する情報であって規則で定める。 のと は は は は は は は は は まる は まる は まる は まる は			規子		0	の当	自	情心			支 常	め
療の は		よ	則並	金並	支 昭	支 法	立	報身	項障手	す手	援生	る
であって規則で定めるものであって規則で定めるものを給に関する法律による情報であって規則で定めるものを給に関する法律による情報であって規則で定めるものを治に関する情報であって規則で定めるものを治に関する情報であって規則で定めるものを治に関する情報であって規則で定めるものを治に関する情報であって規則で定めるものを治による情報であって規則で定めるものを治による情報であって規則で定めるものを治による情報であって規則で定めるものを治による情報であって規則で定めるものを治による情報であって規則で定めるものを治による情報であって規則で定めるものを治による情報であって規則で定めるものを治による情報であって規則で定める。 であって規則で定めるものを対してはよる情報であって規則で定めるものを治に関する情報であって規則で定める。 は、	療 和	る	でび		給 和	給(促	で障	の害当	る当	給 活	ŧ
支	に四	療	定に	貸に	に四	に昭	進	あ害	福者等	情 等	付 及	0)
会性活を総合的に支援する 治に関する法律による情報であって規則で定めるもの 支給に関する法律による情報であって規則で定めるもの 支給に関する法律による情報であって規則で定めるもの 支給に関する法律による情報であって規則で定めるもの 支給に関する法律による情報であって規則で定めるもの 支給に関する法律による情報であって規則で定めるもの 支給に関する法律による障報であって規則で定めるもの 大年法律第百四十一号)による情報であって規則で定めるもの 大年法律第三十八号であって規則で定める情報であって規則で定めるもの 大年法律第三十八号であって規則で定めるもの 大年法律第三十八号であって規則で定める情報であって規則で定める情報であって規則で定める情報であって規則で定める情報であって規則で定める情報であって規則で定める情報であって規則で定める情報であって規則で定める情報である情報である情報である情報である情報である情報である情報である情報であ	要十	育	め寡	付 寡	関 十	関 和	事	つ者	祉手の	報の	のび	
は	す年	の	る婦	け婦	す六	す三		て手	手 当 支	で支	支 社	
(日本)	る法	給	も福	に福	る年	る十		規 当	当 又 給	あ給	給 会	
大田 10 10 10 10 10 10 10 1	費律	付	の祉	関 祉	情 法	情六		則 条	のはに	っに	に生	
支給 大名 大名 大名 大名 大名 大名 大名 大	用第	の	法	す法	報律	報年		で例	支 昭 関	て関	関 活	
A	の百	支	に	る〜	で第	で法		定に	給和す	規す	すを	
福子	支 四	給	よ	情 昭	あ七	あ律		めよ	に六る	則る	る総	
T	給十	に	る	報 和	っ 十	つ 第		るる	関十法	で法	情 合	
対す 有 成号 規号 成号 成层 公益 本 本 表 <t< td=""><td>に一</td><td>関</td><td>給</td><td>で三</td><td>て三</td><td>てニ</td><td></td><td>も重</td><td>す年律</td><td>定律</td><td>報 的</td><td></td></t<>	に一	関	給	で三	て三	てニ		も重	す年律	定律	報 的	
す る 金 3ル 則 則三 則 心 情様よ るよ めえ る 3 の	関 号	す	付	あ十	規号	規百		の度	る法に	めに	でに	
To	すー	る	金	っ九	則(則三		心	情律よ	るよ	あ支	
情よ 報 文 規法 定よ 定八 定 障 で 二 障 の 特 て す 報る で 給 則律 める め 号 皮 害 あ 十 害 別 規る	るに	情	の	て年	でに	で十		身	報第る	もる	っ援	
報る で 稲 則律 める め号 _め 吾 め十吾 別 規る	情よ	報	支	規 法	定よ	定 八		障	で三障	の特	てす	
	報る	で	給	則 律	める	め号		害	あ十害	別	規る	
	で養	あ	に	で第	る児	る〜		者	つ 四 児	児	則た	
あ育 っ 関 定百 も童 もに も 手 て号福 童 でめ	あ育	つ	関	定百	も童	もに		手	て号福	童	でめ	
っ 医 て す めニ の手 のよ の 当 規附祉 扶 定の	つ 医	て	す	めニ	の手	のよ		当	規 附 祉	扶	定の	
て療 規 る る十 当 る の 則則手 養 め法	て療	規	る	る十	当	る	V)	の	則則手	養	め法	
規の 則 情 も九 又 児 支 で第当 手 る律	規の	則	情	も九	又	児		支	で第当	手	る律	

る務費 則	のので規則で定めの徴収に関する事		
外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定則で	子保健法によ	区 長	十 四
中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定則で			
J	事務であって		
関集	は実費の徴収		
八号) 規則で定めるもの 規則で定めるもの 一根側で定めるもの 一十 身体障害者福祉法による身体障害者手帳に関する情報	三年法律第六十八予防接種法(昭和	区長	十 三
3もの 7分である 1分割	って規則で定める 徴収に関する事務能力の認定又は費	区 長	+ =
則	あるものであって		
:	よる自立の支援に立仮進事業実施要		
3 等	足生事矣尽遗戸川区被保護	区長	+ -
であって規則で定めるもの児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関す			
定めるもの五十号)による特定医療費の支給に関する情報であって難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年			
る情報であって規則で定めるもの高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支			
則で定めるもの国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報で			

本 七 定 と 号 لح 案 \mathcal{O} 社 説 を £ 個 会 明 に 保 提 に 人 出

11

た

L

ま

す

を 定 障 \Diamond 識 保 • 別 有 税 \mathcal{O} な す す 番 号 1 る る た 制 特 情 定 \Diamond 報 度 を 個 \bigcirc \bigcirc 人 番 実 自 情 号 5 施 に 報 \mathcal{O} 利 伴 を 利 用 自 用 11 で 5 等 き 利 に る 個 用 関 ょ 人 で す 番 う き 号 る に る 法 す を ょ 律 る 独 う $\overline{}$ ほ 自 に 亚 カン に 成 利 す る 用 行 +す 必 政 要 五 手 る 続 事 が 年 あ 法 に 務 る を 律 お 第 \mathcal{O} け 定 で る

			十六区長			
で	事務であって規 の の の の の の の の の の の の で 規 の 僧 収 に	はおきるというという	るままここの後者の医療の確保	Z t	であって規則で定	
で定めるもの国民健康保険法による保険料の徴収に関する情報であって規則国民健康保険法による保険料の徴収に関する情報であって規則	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの	情報であって規則で定めるもの高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

 \Diamond

る

+

特